

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える深刻な状態にありました。このような中、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。平成28年4月に改正された「自殺対策基本法」により、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられ、本市においても「三条市自殺対策計画」を策定し、「生きることの包括的支援」として自殺対策の推進を図ってきました。

国全体の自殺者数は、自殺対策基本法が施行された平成18年以降、2万人台に減少しているものの、中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていません。また、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことで、特に小中高生や女性の自殺者数が増加し、総数が11年ぶりに前年を上回ったこと等から、令和4年10月には政府が推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱の見直しが行われました。

本市では、第1次計画が令和5年度で終了することから、第1次計画の評価・課題と自殺総合対策大綱を踏まえるとともに、自殺対策が「生きることの包括的支援」であるという計画の趣旨を広く市民や関係機関・団体から理解してもらい、「誰も自殺に追い込まれることのない三条市」の実現を目指すため、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とした「三条市第2次自殺対策計画 三条市生きるを支える計画」を策定するものです。この計画に基づき、より一層の自殺対策の充実を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき定める「市町村自殺対策計画」です。

また、「三条市総合計画」を上位計画とし、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示す「三条市第3次健康増進計画 三条市健康づくり計画」の個別の実施計画として、他の計画との整合性を図りながら、連携して取組を推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、国の「自殺総合対策大綱」が見直された場合等は、必要に応じて見直しを行うこととします。